

【裁定委員会】2021年9月9日付け決定

●事案1

1 懲罰対象者

U12 カテゴリーの監督

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を2年6か月間停止する

(バスケットボールに関する一切の活動について、2年6か月間停止する)

3 懲罰の起算日

2021年9月9日(理事会決定の日)

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

① 所属チーム児童複数名に対する暴力(ボールを投げつける、蹴る、平手で叩く、髪の毛を掴む等の有形力の行使)

② 所属チーム児童複数名に対する暴言(指導とは無関係に容姿や人格、技能を一方的に否定する発言)

●事案 2

1 懲罰対象者

公立高校バスケットボール部元顧問

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を2年間停止する

(バスケットボールに関する一切の活動について、2年間停止する)

3 懲罰の起算日

2021年9月9日(理事会決定の日)

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ① 部員に対する暴力(首を絞める、髪を掴んで引っ張る有形力の行使)
- ② 部員に対するインテグリティを著しく害する行為(暴力に類する不適切な行為、危険な練習の指示)
- ③ 部員に対するハラスメント行為(不適切かつ性的な発言、不適切な発言の強要)
- ④ 部員に対する暴言(人格を一方的に否定又は侮辱する発言)